

事 務 連 絡
平成 2 8 年 3 月 3 0 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

給与改定による期末手当等の差額支給に係る履歴書への記載について（通知）

給与改定による期末手当等の差額支給については、平成 2 0 年 1 月 1 1 日付け教小第 6 9 5 号により、履歴書に記載することになっています。

記載例は下記のとおりですので、事務に遺漏のないようお願いします。

なお、本採用職員及び再任用職員については、教職員人事給与情報システムにより履歴を整理しますので、従前の紙履歴書への記載は必要ありません（臨時的任用職員及び任期付短時間勤務職員について記載する）。

市町村教育委員会におかれましては、管内小・中・特別支援学校へ周知くださるようお願いいたします。

また、履歴書記載事務の参考として、期末手当及び勤勉手当支給額の支給月別内訳を送付しますので、各学校へ配布願います。

記

1 記載例

年月日	事項	発令庁
平成 2 8 年 3 月 3 0 日	平成 2 7 年 6 月分期末手当及び勤勉手当の支給額を 〇〇〇〇〇〇円に改定し、差額を支給する	給与支払者 埼玉県知事
平成 2 8 年 3 月 3 0 日	平成 2 7 年 1 2 月分期末手当及び勤勉手当の支給額 を〇〇〇〇〇〇円に改定し、差額を支給する	給与支払者 埼玉県知事

※ 6 月及び 1 2 月の期末手当等について、それぞれ給与改定後の総額を記載してください。

2 期末手当及び勤勉手当支給額の支給月別内訳について

(1) 支給内訳の氏名が、旧姓になっている等、誤っている場合について

支給内訳の氏名は、給与報告（氏名変更報告）を反映していません。給与報告とは別に、各市町村教育委員会へ服務規程に基づく氏名変更届を提出している場合は、訂正連絡は不要です。

(2) 期末手当等の支給額についての問い合わせは、各教育事務所総務・給与担当までお願いします。

担 当 人事・学事担当

電 話 048-830-6938

教 小 第 6 9 5 号

平成20年 1月11日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・特別支援学校長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

給与改定による期末手当等の差額支給に係る履歴書への記載について（通知）

年金制度の総報酬制導入に伴う期末手当等の履歴書への記載については、平成16年2月18日付け教市第2673号で通知したところですが、給与改定による期末手当及び勤勉手当の差額支給に係る履歴書への記載方法を下記のとおりとしますので、事務に遺漏のないようお願いします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各小・中・特別支援学校への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

記

1 記載方法

6月及び12月の期末手当等について、それぞれ給与改定後の総額を記載することとします。記載例は次のとおりです。

（記載例）

年月日	事 項	発令庁
平成19年 12月27日	平成19年6月分期末手当及び勤勉手当の支給額を 〇〇〇〇〇〇円に改定し、差額を支給する	給与支払者 埼玉県知事
平成19年 12月27日	平成19年12月分期末手当及び勤勉手当の支給額を 〇〇〇〇〇〇円に改定し、差額を支給する	給与支払者 埼玉県知事

2 その他

給与改定後の期末手当等の支給額については、各小・中・特別支援学校あて別途お送りします。



教市第2673号

平成16年2月18日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立小・中・養護学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

総報酬制導入に伴う期末手当等の履歴書への記載について（通知）

年金制度の総報酬制導入に伴い、履歴書に「期末手当」「勤勉手当」「寒冷地手当」の支給に関する履歴を、下記のとおり記載することになりました。

教職員の年金支給に関係しますので、事務処理に遺漏のないようお願いします。

記

1 履歴書への記載

県費負担教職員（本採用教職員、再任用教職員、臨時的任用教職員）の履歴書に、平成15年度以降に支給された「期末手当」「勤勉手当」「寒冷地手当」を記載する。

2 記載事項

「記載事項について」のとおり

3 留意点

- (1) 履歴書に期末手当等の記載が必要になる旨、県費負担教職員へ周知願います。
- (2) 平成15年度分から「期末手当・勤勉手当支払簿」「寒冷地手当支払簿」「期末勤勉手当等支給額報告書（過年度追給戻入分）（仮称）」及び追給戻入関連書類は、教職員の年金算定時の基礎資料となりますので、各学校で保存願います。

【記載事項について】

1 記載する履歴

- (1) 期末手当・勤勉手当（支給時）
- (2) 期末手当・勤勉手当（追給・戻入時）
- (3) 寒冷地手当（支給時）
- (4) 寒冷地手当（追給・戻入時）

※ 今後、給与改定に伴う差額支給がある場合は、差額支給時も記載が必要になります。

2 履歴書に記載する文章

(1) 期末手当・勤勉手当の支給時

年月日	事 項	発令庁
平 ○. ○. ○	期末手当及び勤勉手当として△,△△△,△△△円を支給する	給与支払者 埼玉県知事

(2) 期末手当・勤勉手当の追給・戻入時

年月日	事 項	発令庁
平 ○. ○. ○	平成 ○ 年 ○ 月分期末手当及び勤勉手当の額を	給与支払者 埼玉県知事
	△,△△△,△△△円に訂正した	

※ 「年月日」欄……追給時は支払年月日。戻入時は収納年月日。

※ 「事 項」欄……「平成○年 6 月分期末手当及び勤勉手当の額を……」
「平成○年 12 月分期末手当及び勤勉手当の額を……」

(3) 寒冷地手当の支給時

年月日	事 項	発令庁
平 ○. ○. ○	寒冷地手当として△△,△△△円を支給する	給与支払者 埼玉県知事

(4) 寒冷地手当の追給・戻入時

年月日	事 項	発令庁
平 ○. ○. ○	平成 ○ 年 ○ 月支給の寒冷地手当の額を	給与支払者 埼玉県知事
	△△,△△△円に訂正した	

※ 「年月日」欄……追給時は支払年月日。戻入時は収納年月日。

※ 「事 項」欄……「平成○年 10 月支給の寒冷地手当の額を……」
なお、人事異動や新規採用により、「10 月支給」でない場合もあります。

3 記載方法

(1) 平成16年度以降に支給された「期末手当・勤勉手当」「寒冷地手当」を支給日ごとに記載する。また、これらの手当を追給戻入した場合も、その都度記載する。

(2) 平成15年度支給分については、既に支払われているため、履歴書の平成15年度末の行に、6月（期末勤勉）、10月（寒冷地）、12月（期末勤勉）の支給履歴を記載する。平成15年度分の追給戻入についても記載する。

なお、寒冷地手当については、10月以外に支給される場合もあります。

(3) 平成14年度以前に支給された期末手当等を平成15年度以降に追給戻入した場合は、記載する必要はない。

例1	平成14年度支給 (H14年6月 支給)	平成14年度支給の追給戻入 (H15年2月 支給・収納)		記入しない
例2	平成14年度支給 (H14年6月 支給)	平成14年度支給の追給戻入 (H15年8月 支給・収納)		記入しない
例3	平成15年度支給 (H15年6月 支給)	平成15年度支給の追給戻入 (H15年8月 支給・収納)		記入する

(4) 市町村立小・中・養護学校の県費負担教職員の履歴を対象とする。

（本採用教職員、再任用教職員、臨時的任用教職員。）

(5) 追給戻入した場合は、記載漏れ、記載誤りのないよう御注意ください。前任校等での追給戻入についても、記載する必要があります。特に、以下の場合、記載を忘れないよう御留意ください。

- ・退職した後に、追給戻入した場合
- ・臨時的任用の任期満了後に、追給戻入した場合
- ・異動した後に、追給戻入した場合
（異動後の学校へ、追給戻入した旨の連絡をする。）

4 記載する金額

	記載する金額
期末手当・勤勉手当（支給時）	支給総額
期末手当・勤勉手当（追給・戻入時）	正しい支給総額（正支給額）
寒冷地手当（支給時）	寒冷地手当額（寒冷地手当の支給総額）
寒冷地手当（追給・戻入時）	正しい寒冷地手当額（正支給額）

※ 記入例を参照してください。

※ 追給戻入時は、追給戻入金額（正支給額と誤支給額との差引金額）ではなく、「正しい支給総額・寒冷地手当額」を記入する。

出稼コード

2016 年 月 日

[illegible]

年月日	事項	発令庁
平15. 10. 1	△△△級○号給を給する	埼教委
平15. 6. 30	期末手当及び勤勉手当として893,255円を支給する	給与支払者 埼玉県知事
平15. 10. 21	平成15年6月分期末手当及び勤勉手当の額を	給与支払者 埼玉県知事
	907,650円に訂正した	追給戻入時、差引金額ではなく、訂正後の正しい支給総額を記入。
平15. 10. 31	寒冷地手当として33,000円を支給する	給与支払者 埼玉県知事
平15. 11. 21	平成15年10月支給の寒冷地手当の額を	給与支払者 埼玉県知事
	39,600円に訂正した	追給戻入時、差引金額ではなく、訂正後の正しい手当額を記入。
平15. 12. 10	期末手当及び勤勉手当として1,000,959円を支給する	給与支払者 埼玉県知事
平16. 4. 1	埼玉県○○市立○○小学校○○に補する	埼教委
平16. 6. 30	期末手当及び勤勉手当として932,400円を支給する	給与支払者 埼玉県知事
平16. 10. 1	△△△級○号給を給する	埼教委
平16. 10. 12	平成15年12月分期末手当及び勤勉手当の額を	給与支払者 埼玉県知事
	981,840円に訂正した	戻入時の「年月日」欄は、収納年月日を記入する。
平16. 10. △	寒冷地手当として33,000円を支給する	給与支払者 埼玉県知事
平16. 12. △	期末手当及び勤勉手当として981,840円を支給する	給与支払者 埼玉県知事

平成15年度
支給分は、
平成15年度末
の記入する。

平成16年度
以降は、
その都度
(日付順、
支給ごとに)
記入する。

- 4 -